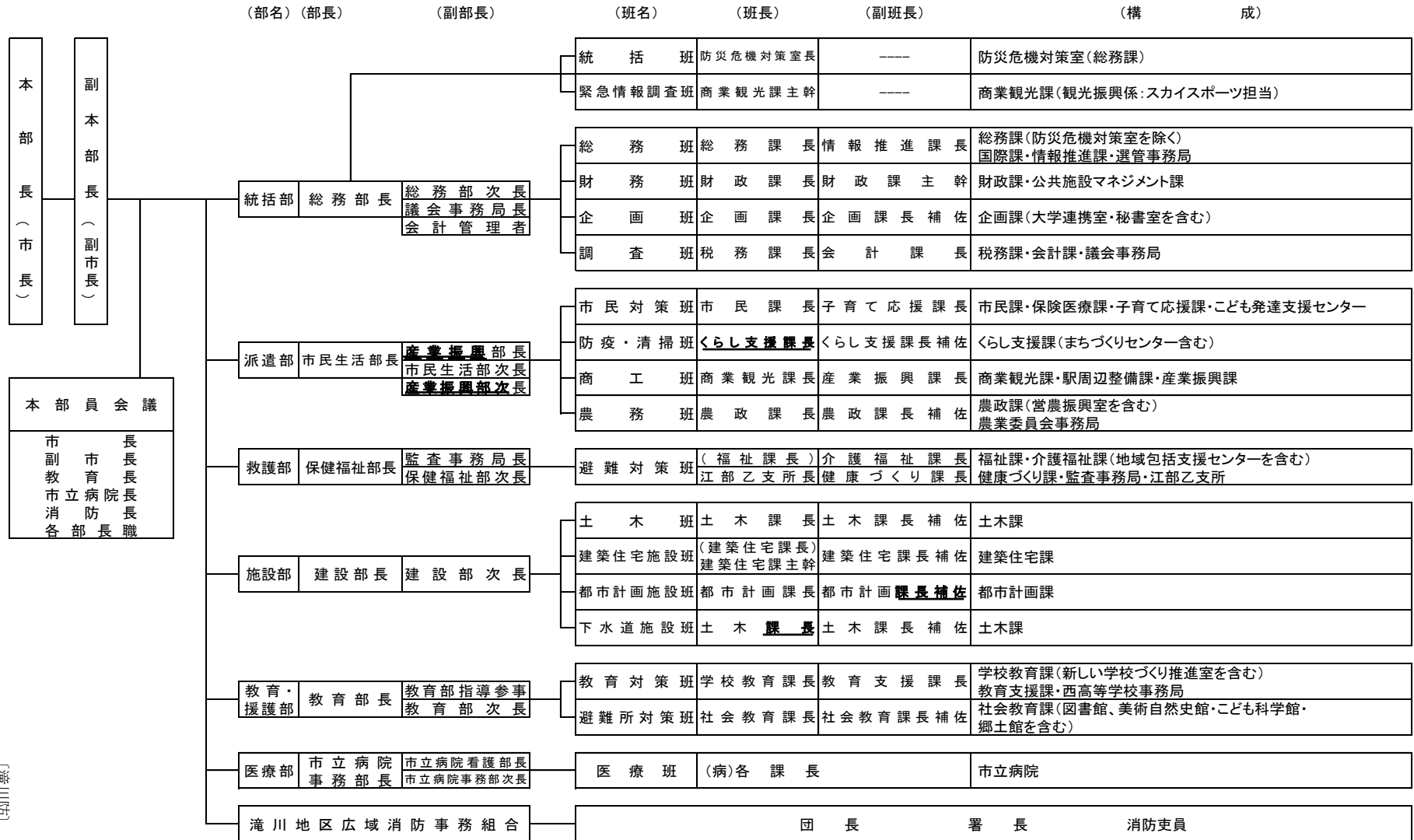


災害対策本部組織図



第2節 災害通信計画

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に行うための方法については、この計画の定めるところによる。

1 公衆通信施設の利用（主通信系統）

災害時における通信連絡は、公衆電気通信設備を主通信系統とする。なお、「非常扱いの通話」又は「緊急扱いの通話」の取扱いは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定により、市外電話交換取扱局からあらかじめ承認を受けた番号の加入電話（市役所は次に掲げる番号）をもって、頭に「88」番をダイヤルし、関係機関等に通知するものとする。

市役所 電話（23）－1234

2 専用通信施設の利用（副通信系統）

(1) 警察電話等による通信

滝川警察署の専用電話又は無線電話をもって、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

(2) 鉄道電話による通信

鉄道専用の電話により、最寄りの駅又は保線区から通信相手機関に最も近い鉄道施設を経て行う。

(3) 北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社滝川営業所を経て行う。

3 専用無線施設の利用（副通信系統）

(1) 滝川市防災行政無線による通信

滝川市防災行政無線（移動局を含む。）を利用して、現地情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

(2) 消防による通信

滝川地区広域消防事務組合消防本部・署及び消防車に設備されている無線を利用して、情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

(3) 対空無線局による通信

たきかわスカイパークに設置されている対空無線局（VHF無線）により、航空機の管制及び情報の収集並びに伝達を行う。

(4) 北海道防災行政無線による通信

北海道防災行政無線を利用して情報の収集及び伝達を行う。

(5) 北海道地方非常通信協議会加入無線局による通信

北海道地方非常通信協議会加入無線局による無線を利用して、情報の収集及び伝達を行う。

滝川市地下施設等及び要配慮者利用施設

(1) 地下街等（水防法第15条第1項第3号イに該当するもの）

	施設名称	所在地
1	スマイルビル	滝川市栄町3丁目9-2

(2) 要配慮者利用施設（水防法第15条第1項第3号ロに該当するもの）

	施設名称	所在地
1	こども発達支援センター	滝川市栄町1丁目7番14号
2	滝川市こどもセンター（めもる）	滝川市花月町2丁目5番1号
3	花月保育所	滝川市花月町2丁目5番1号
4	中央保育所	滝川市明神町3丁目7番24号
5	滝川幼稚園	滝川市栄町2丁目7番13号
6	滝川市立病院	滝川市大町2丁目2番34号
7	神部病院	滝川市栄町3丁目4番27号
8	滝川脳神経外科病院	滝川市西町1丁目2番5号
9	たきかわ産科婦人科クリニック	滝川市本町2丁目5番18号
10	三世代交流センター（デイサービス）	滝川市西町2丁目2番1号
11	身体障害者福祉センター（地域ふれあいセンター）	滝川市新町2丁目8番5号
12	フルールハピネスたきかわ	滝川市栄町1丁目11番30号
13	カーサシーザース	滝川市本町1丁目5番27号
14	介護老人ホームあおぞら	滝川市花月町3丁目6番17号
15	グループホームくらす	滝川市栄町3丁目6番12号
16	グループホームともだちの家	滝川市西町2丁目3番47号
17	ケアハウスメゾンふるーる	滝川市東町2丁目1番23号
18	デイサービスセンターあえる	滝川市本町1丁目5番27号
19	デイサービスセンターこうよう	滝川市西町1丁目3番13号
20	てらす（小規模多機能型居宅介護）	滝川市栄町3丁目6番12号
21	ニチイケアセンター滝川	滝川市大町3丁目1番5号
22	ニチイケアセンターせせらぎ公園	滝川市中島町1丁目16番地2
23	近藤医院	滝川市本町2丁目3番23号
24	そらち乳腺・肛門外科クリニック	滝川市明神町4丁目10番8号

(2) 水位観測

北海道開発局の所管する水位観測所は、次のとおりである。

観測所名	水系名	河川名	観測所位置	通報水位				計画高水位	備考
				水防団待機(指定)	はん濫注意(警戒)	避難判断(一)	はん濫危険(危険)		
奈井江大橋	石狩川	石狩川	樺戸郡浦臼町黄臼内	m 14.00	m 15.80	m 19.70	m <u>20.00</u>	m 20.74	
砂川橋	〃	〃	砂川市西3条北8丁目	18.30	20.30	—	—	24.70	
橋本町	〃	〃	樺戸郡新十津川町中央89番地	23.20	24.60	<u>26.50</u>	<u>27.00</u>	28.15	
伏古	〃	〃	滝川市江部乙町西13丁目	29.60	30.80	—	—	34.32	
納内	〃	〃	深川市納内町8区の1	57.50	58.90	60.20	61.20	61.75	
空知大橋	〃	空知川	滝川市空知町3丁目1地先	24.90	26.50	—	—	28.99	
赤平	〃	〃	赤平市東文京町1丁目1番地先	43.60	44.90	<u>47.70</u>	<u>48.30</u>	50.09	
雨竜橋	〃	雨竜川	雨竜郡妹背牛町千秋	32.80	33.80	34.20	34.60	37.26	
多度志	〃	〃	雨竜郡沼田町字共成24番地	56.40	57.00	57.90	58.20	59.02	
幌加内	〃	〃	雨竜郡幌加内町字幌加内市街地	156.20	156.70	157.20	157.40	158.19	

(3) 雨量観測

市内において雨量観測を実施している機関及び北海道開発局・北海道所轄の雨量観測所(滝川市関係分)は、次のとおりである。

札幌開発建設部滝川河川事務所 (TEL76-2211)

札幌開発建設部空知川河川事務所滝里ダム管理支所 (TEL0124-24-4111)

所管区分	観測所名	河川名	観測所位置	通報先(照会先)	備考
北海道開発局	奈井江大橋	石狩川	樺戸郡浦臼町黄臼内	札幌開発建設部 滝川河川事務所	
〃	橋本町	〃	樺戸郡新十津川町字 中央89番地	〃	
〃	多度志	雨竜川	雨竜郡沼田町字共成 24番地	〃	
〃	滝里ダム	空知川	芦別市滝里町683番 地	札幌開発建設部 空知川河川事務所 滝里ダム管理支所	

区 分	種 類	発 表 機 関	摘 要
洪水予報 水防法第10条第2項、第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 気象官署共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報 (北海道水防計画 第2章第3節)
水防警報 (水防法第16条)	待機・準備・出動 ・指 示・解 除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表 (北海道水防計画 第2章第4節)

(注) 水防活動用注意報及び警報は、水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報及び警報に含めて発表されるものである。したがって、洪水注意報が発表されたときは、直ちに水防活動用注意報が発表されることになる。

(2) 石狩川洪水予報の発表基準

ア 洪水注意報

石狩川の納内（深川市）・橋本町（新十津川町）又は空知川の赤平（赤平市）・雨竜川の多度志（沼田町）の量水標の水位が、大雨又は融雪水等により警戒水位を超えて洪水となるおそれがあるとき。

イ 洪水警報

基準地点の水位が警戒水位を超え、はん濫などにより重大な災害が起こるおそれがあるとき。

ウ 洪水情報

ア及びイの注意報・警報の補足説明並びに軽微な修正を必要とするとき。

エ 石狩川及び空知川基準点の水位

水 位		橋 本 町 (石狩川)	赤 平 (空知川)
水防団待機水位	(指定水位)	23.20m	43.60m
はん濫注意水位	(警戒水位)	24.60m	44.90m
避難判断水位	(ー)	26.50m	47.70m
はん濫危険水位	(危険水位)	27.00m	48.30m
	(計画高水位)	28.15m	50.09m

(3) 通報系統

雨量水位観測及びダム情報系統は、次のとおりとする。

資料1

河川水位観測所

河川名	観測所名 (観測地)	流心 距離 (k m)	計画高 水位	はん 濫 危険水位 (危険水位)	避難判 断水位	はん 濫 注意 水位 (警戒 水位)	消防団 待機水 位 (指定 水位)	備考
石狩川	奈井江大橋 (浦臼町)	76.80	20.74	<u>20.00</u>	19.70	15.80	14.00	
	砂川橋 (砂川市)	87.46	24.70	—	—	20.30	18.30	
	橋本町 (新十津川町)	93.90	28.15	<u>27.00</u>	<u>26.50</u>	24.60	23.20	
	伏古 (滝川市)	104.78	34.32	—	—	30.80	29.60	
	妹背牛橋 (妹背牛町)	113.50	40.89	—	—	39.00	37.90	
	深川橋 (深川市)	121.90	49.81	—	—	49.30	48.30	
	納内 (深川市)	<u>130.25</u>	61.75	61.20	60.20	58.90	57.50	
	伊納 (旭川市)	148.50	96.39	<u>94.90</u>	<u>93.90</u>	92.20	90.80	
空知川	空知大橋 (滝川市)	2.75	28.99	—	—	26.50	24.90	
	赤平 (赤平市)	17.50	50.09	<u>48.30</u>	<u>47.70</u>	44.90	43.60	
雨竜川	雨竜橋 (雨竜町)	<u>6.00</u>	37.26	34.60	34.20	33.80	32.80	
	北竜橋 (妹背牛町)	<u>13.50</u>	40.45	—	—	38.10	36.80	
	達布橋 (沼田町)	<u>21.90</u>	46.31	—	—	43.90	43.10	
	多度志 (沼田町)	32.50	59.02	58.20	57.90	57.00	56.40	
	幌加内 (幌加内町)	<u>73.00</u>	158.19	157.40	157.20	156.70	156.20	

イ 警察官

市長（指定する市職員）が現場にいないとき等において、警察官がアに掲げる職権を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

ウ 自衛官

市長の職権を行うことができる者がいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた自衛官がアに掲げる職権を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(5) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、災害が発生又は発生する恐れがある場合に円滑かつ迅速な避難をするための施設又は場所を、災害の種類ごとに指定するものである。

基本法第49条の4第1項に定める指定緊急避難場所は以下のとおりとする。

- ：指定緊急避難場所 ×：指定緊急避難場所の基準を満たさないもの
 ー：指定対象外（対象とする災害が想定されない）

施設名	所在地	指定緊急避難場所			
		洪水	土砂災害	地震	大規模な火事
明苑中学校	新町4丁目9番1号	×	ー	○	○
滝川第三小学校	花月町2丁目2番12号	×	ー	○	○
滝川高等学校	緑町4丁目5番77号	○	ー	○	○
滝川工業高等学校	二の坂町西1丁目1番5号	○	ー	○	○
江陵中学校	黄金町西1丁目7番18号	○	○	○	○
滝川第一小学校	一の坂西2丁目1番70号	○	○	○	○
東小学校	文京町2丁目1番1号	○	○	○	○
滝川市スポーツセンター	第1体育館	○	ー	×	○
	第2体育館			○	
滝の川公園	二の坂町東3丁目2番	○	ー	○	○
滝川第二小学校	滝の川町東1丁目1番45号	○	ー	○	○
東滝川地区転作研修センター	東滝川町3丁目1番26号	○	ー	○	×
花・野菜技術センター	東滝川735番地1	○	ー	○	○
開西中学校	西町3丁目7番12号	×	ー	○	○
西小学校	西町6丁目7番17号	×	ー	○	○
滝川西高等学校	西町6丁目3番1号	×	ー	○	○
江部乙小学校	江部乙町東13丁目1426	○	ー	○	○
江部乙中学校	江部乙町1118番地1	○	ー	○	○
丸加高原健康の郷（広場等）	江部乙町3949番地14	○	ー	○	○

注：今後耐震化する施設については、その都度「地震」における指定緊急避難場所へ指定する。

避難対象地区	指定避難所		施設管理 責任者	連絡 電話番号
	名称	収容人員		
西町、泉町、幸町、有明町、扇町、西滝川	開西中学校	1,000 人	学校長	23-3549
	西小学校	1,700 人	〃	24-6275
	滝川西高等学校	2,500 人	〃	24-7341
	三世代交流センター	350 人	指定管理者	24-0500
	泉町福祉会館	150 人	運営委委員長	
	扇町地区コミュニティセンター	80 人	運営委会長	23-7623
	幸町地区コミュニティセンター	110 人	運営委会長	23-7117
	滝川ふれ愛の里	400 人	指定管理者	26-2000
江部乙町	江部乙小学校	1,600 人	学校長	75-2404
	江部乙中学校	1,200 人	〃	75-2260
	江部乙地区コミュニティセンター	300 人	運営委会長	75-2585
	農村環境改善センター	800 人	指定管理者	75-2841
	江部乙保育所	100 人	滝川市社会福祉事業団	75-2134

- (7) 広域避難場所（大火災やそれに準ずる事態が発生した場合等に周辺地区から避難者を収容する場所をいう。）

避難対象地区	避難場所名称・面積	施設管理 責任者	連絡 電話番号	
全地域	滝の川公園（運動広場等）	179,600㎡	指定管理者	23-4617
	滝川ふれ愛の里（広場等）	36,700㎡	指定管理者	26-2000
	丸加高原健康の郷（広場等）	126,000㎡	産業振興部	75-5451

- (8) 福祉避難所

避難所等で避難生活が困難な高齢者、障がい者などの要配慮者を収容するための福祉避難所は必要に応じて指定し開設する。

- (9) 一時避難場所

市立小中学校のグラウンド及び駅前広場並びに全ての都市公園を指定する。

- (10) 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所（以下「避難所」という。）の運営管理
- ア 避難所の開設基準、開設期間等については、救助法が適用されたときは同法により、また、同法が適用されない災害の場合は同法に準じて行うものとする。ただし、本部長が必要と認めるときは、延長することができる。
- イ 避難所には救護部長の指名する運営管理者及び補助者を置くものとする。
- ウ 運営管理者は、本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の収容、避難者との連絡、避難状況の掌握に努め、避難者に対する情報の提供、指示等に当たるほか、避難者の